

## (仮称) 草津市産業振興条例の制定について

### 1. 制定の趣旨・背景

本市では、業種を問わない共通の課題や Society5.0 社会を見据えた先端技術の活用促進など、従来までの製造業を中心とした工業だけでなく、商業や観光など産業を幅広く捉えて産業の振興を図るため、草津市産業振興計画の策定に取り組んでいる。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大やカーボンニュートラルなど、本市を取り巻く経済社会情勢や環境の変化は著しく、事業者にとっても産業構造の変化や、経済社会の変革による成長が促されており、市として、改めて中長期的な産業振興についての施策や事業等を総合的に講じる必要性を再認識しているところである。

そのため、本市における産業振興の基本理念について、一貫性と継続性を持たせながら、市民や事業者等と共有し、施策や事業をより計画的に展開するため、現在策定中の草津市産業振興計画と並行して、(仮称)草津市産業振興条例を制定する。

また、産業振興計画を議論する第1回の草津市産業振興計画審議会においても、「市が産業振興に取り組む上で、目指す姿の羅針盤となるような条例を制定すべき」との意見もあったところである。

なお、条例の制定にあたっては、既に設置している「草津市産業振興計画審議会」を「草津市産業振興審議会」に改め、同審議会委員の知見等を活かしながら検討を行う。

### 2. 条例施行日

令和5年10月頃(予定)

### 3. 制定にあたっての視点

本市の産業振興の方向性について、中長期的な地域経済の成長の視点から、以下の項目をベースに検討を行う。

#### 【条例の構成項目(案)】

- (1) 前文
- (2) 目的
- (3) 基本理念
- (4) 各主体の役割と市の責務
- (5) 推進体制の整備 など

### 4. 制定に向けた体制

現在、草津市産業振興計画の策定および推進に関して必要な事項についての調査審議をいただく「草津市産業振興計画審議会」を附属機関として設置しているが、新たに条例案に規定すべき事項についても調査審議をしていただく必要があることから、当該審議会を「草津市産業振興審議会」に名称変更し、また担当事務を追加し審議いただく。

(草津市附属機関設置条例の改正を行う)

**※審議会委員（15名）の変更無し。【別紙参考資料参照】**

分野	人数	所属
学識経験者	3人	立命館大学等の大学教授
公募市民	3人	
関係団体 (団体推薦)	9人	<ul style="list-style-type: none"><li>・滋賀県産業支援プラザ</li><li>・独立行政法人中小企業基盤整備機構</li><li>・立命館大学BKCリサーチオフィス</li><li>・草津市観光物産協会</li><li>・草津商工会議所</li><li>・草津商工会議所 推薦企業（3社）</li><li>・市内インキュベーション施設入居企業（1社）</li></ul>

## 5. 市民参加の手法

- ・条例案に対するパブリックコメントの実施

## 6. スケジュール

令和3年 6月～	庁議、議会報告、委員調整
8月～	附属機関設置条例の改正案の提出
10月～	審議会委員委嘱、審議会（2回）、条例方針検討
令和4年 4月～	審議会（5回）、条例案・計画案検討
令和5年 4月～	答申（5月）
5月～	パブリックコメント（5～6月）
10月	条例制定、施行（計画も同時公表）

※詳細は別紙スケジュールのとおり